

平成27年 3月16日

測量・建設コンサルタント等業者各位

竹原市  
(総務部財政課)

平成27年2月から適用する設計業務委託等技術者単価の  
運用に係る特例措置について

平成27年2月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について、国土交通省大臣官房技術調査課長からの要請及び、広島県からの参考送付等がありましたので、本市においても、次のとおり特例措置を講じることとなりましたので、お知らせいたします。

1 措置の内容

平成27年2月1日以降に契約を行った委託業務のうち、平成27年1月以前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約について、受注者は、土木設計業務等委託契約約款第49条又は建築設計業務等委託契約約款第56条の定めに基づき、平成27年2月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための業務委託料の変更協議を請求することができる。

2 対象委託業務

平成27年2月1日以降に契約を行った委託業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議の申し出前に委託業務の完成の届出がなされた場合は対象外とする。

3 受注者への通知

受注者に対して、対象となる委託業務ごとに、本特例措置に基づいた対応が可能であることを、別記様式第1号により通知する。

4 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新技術者単価に基づく業務委託料の変更について、別記様式第2号により、必要書類を添付して請求可能期限までに発注者へ請求する。

なお、必要書類については、「発注関係事務の運用に関する指針について」（平成27年1月30日付け国官技第246号）の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技術者への賃金水準の引き上げ等についても適

切に対応する旨の誓約書とする。

5 協議請求の期限

請求可能期限は通知日より14日以内を基本とする。

6 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方法により算出する。

$$\text{変更業務価格} = \text{変更積算価格} \times \frac{\text{当初業務価格}}{\text{当初積算価格}} \times 1.08$$

(新技術者単価適用) (旧技術者単価を適用)

6 その他

受注者からの協議請求については、発注者が受理した時点で有効としますが、協議請求時に添付した誓約書の内容を履行すること。

**【問合せ先】**

総務部財政課

担当：監理係

TEL(0846)22-7731